

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	視覚・聴覚障害者支援事業委託について
----	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 福祉部 障害者福祉課 事業指導係）

## 事業の概要

事業名	視覚・聴覚障害者支援事業
担当課	福祉部障害者福祉課
目的	視覚・聴覚障害者を対象に相談、情報提供、代読、代筆等のサービスや、障害者同士の交流を図る事業を実施し、もって障害者の社会参加を支援する。
対象者	区民等で視覚、聴覚に障害等がある者
事業内容	<p>旧戸塚特別出張所跡施設（現社会福祉協議会）の1階の一部を活用し、区民等で視覚・聴覚に障害等がある方を対象に相談、情報提供、代読、代筆等のサービスや、障害者同士の交流を図る事業を実施する。</p> <p>本事業は新宿区社会福祉協議会に業務委託して実施するが、交流の場の運営や相談等の事業を円滑に行うため、利用登録をして利用者カードを発行する。</p> <p>また、本人同意の上、災害時の利用者の安全を確保するため、緊急連絡先等の個人情報管理する。</p>

別紙(業務委託)

◇個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 視覚・聴覚障害者支援事業業務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	視覚・聴覚障害者支援事業
委託先	社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	委託先に収集させる情報 利用者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、相談・助言内容、緊急連絡先
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	旧戸塚特別出張所跡施設(現社会福祉協議会)の1階の一部を活用し、区民等で視覚・聴覚に障害等がある方を対象に相談、情報提供、代読、代筆等のサービスや、障害者同士の交流を図る事業を実施する。
委託の内容	(1) 当事者交流の場 (2) 代読、代筆サービス (3) インターネット情報検索等 (4) 講座・講習会 (5) 相談、助言、情報提供サービス
委託の開始時期及び期限	平成24年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 本委託により新宿区社会福祉協議会が知り得た利用者の情報は、利用登録期間終了後、利用者に返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できるキャビネットに保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。